

☆☆☆ 実務経験を基に特別支援学校教諭二種免許状を取得（別表第7） ☆☆☆

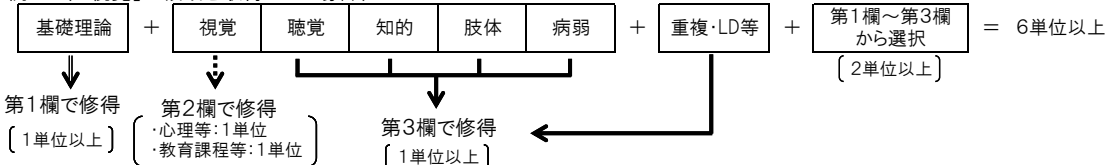
- (1) 特別支援教育領域には次の5つの領域があります。（免許状には1以上の領域を定める必要があります。）
- ・視覚障害者に関する教育の領域(視覚)
 - ・聴覚障害者に関する教育の領域(聴覚)
 - ・知的障害者に関する教育の領域(知的)
 - ・肢体不自由者に関する教育の領域(肢体)
 - ・病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育の領域(病弱)
- (2) 有することが必要な免許状 : 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状
- (3) 必要となる最低在職年数 : (2)の免許を取得後、3年以上（良好な成績で勤務したことの証明が必要）
※産休、育休、病休等勤務しなかった期間は除く
- (4) 必要となる最低修得単位数（(2)の免許状を取得後に、単位を修得する必要があります）

	科 目	領 域		必要な単位数	
		主となる領域	含む領域	必 須	
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目			1単位以上	
第2欄	特別支援教育領域に関する科目(免許状に定める領域)	①心理等に関する科目 ②教育課程等に関する科目	視 覚	①を1単位以上 ②を1単位以上	2単位以上
			聴 覚	①を1単位以上 ②を1単位以上	
			知 的	①と②の両方を満たして1単位以上	
			肢 体	①と②の両方を満たして1単位以上	
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	①心理等に関する科目 ②教育課程等に関する科目	重 複・LD等	①と②の両方を満たして1単位以上	免許状に定める領域(第2欄で修得済の領域)以外の領域を含んで1単位以上(①と②の両方を満たすこと)
			視 覚		
			聴 覚		
			知 的		
合 計				第1欄～第3欄を満たして、6単位以上	

Q 第2欄及び第3欄はどのように修得したらいいのでしょうか？

A 第2欄で『免許状に定めた領域（取得したい領域）』、第3欄で『免許状に定めた領域以外の全ての領域』を修得する必要があります。つまり、免許状に定めた領域（取得したい領域）によって、5領域（視覚・聴覚・知的・肢体・病弱域）を免許状に定める領域（第2欄）と定めない領域（第3欄）に振り分けることになります。なお、第3欄では「教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項（重複・LD等）」についても含む必要があります。（第2欄と第3欄の関係は下表参照）

例えば、「視覚」の領域を取得したい場合、



Q 特別支援学校教諭二種免許状の取得を考えていますが、免許状取得のための講習はどこで開催していますか？

A 免許状取得のための単位（別表第7の場合）は、課程認定のある大学等、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位でなければなりません。
本県が開催する免許法認定講習も文部科学大臣の認定を受けており、特別支援学校教諭二種免許状取得のための単位として使用することができます。
その他、他県の教育委員会や放送大学等でも特別支援学校教諭二種免許状取得のための講座を開講しています。詳しくは、文部科学省のホームページに掲載されている「課程認定のある大学一覧」及び「免許法認定講習・公開講座・通信教育一覧」をご確認ください。

Q 「知的」の領域を定めた特別支援学校教諭二種免許状を取得したいが、熊本県の免許法認定講習だけで取得することはできますか？

A 本県の免許法認定講習だけでは、「知的」の領域のみを定めた特別支援教諭二種免許状を取得することはできません。
「知的」の領域を定めた特別支援教諭二種免許状を取得するためには、第2欄で「知的」の領域を2単位以上、第3欄で「重複・LD等（視覚・聴覚・肢体・病弱）」を1単位以上、第1欄から第3欄までの合計で6単位以上を修得する必要があります。
現在本県では、第3欄の科目として「重複・LD等（視覚・聴覚）」の認定講習を開講しているため、この単位を修得しても第3欄の内容を満たすことができません（第3欄で肢体・病弱が不足）。
そのため、文部科学省が認定している他県の免許法認定講習や大学の免許法公開講座・認定通信教育等を受講する必要があります。
※ 本県が開催する認定講習の科目については、変更する可能性があります。

Q 放送大学の単位で特別支援教諭二種免許状の取得は可能ですか？

A 特別支援学校教諭二種免許状取得のための単位として、文部科学省の認定を受けていますので、**放送大学での単位修得も可能です。**

放送大学では、「知的」と「肢体」の2つの領域についての免許状が取得できます。
開設科目の詳細は、放送大学や文部科学省のホームページで確認ください。

参考URL：文部科学省が認定している免許法認定講習・公開講座・通信教育一覧
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/010602.htm

< 参考：第2欄と第3欄の関係 >

取得したい領域 (主な事例)	第2欄 (2単位以上)					第3欄 (1単位以上)				
	特別支援教育領域に関する科目 (取得したい領域)					免許状に定められる領域以外の 領域に関する科目 及び 重複・LD等 (取得したい領域以外の全ての領域)				
	()の数字は領域ごとの最低修得単位数					重複・LD等	含む領域			
視覚 (2)	聴覚 (2)	知的 (1)	肢体 (1)	病弱 (1)	視覚		聴覚	知的	肢体	病弱
① 視覚	○					○		○	○	○
② 知的			○			○	○	○		○
③ 視覚・聴覚	○	○				○			○	○
④ 知的・肢体			○	○		○	○	○		○
⑤ 知的・肢体・病弱			○	○	○	○	○	○		
⑥ 視覚・聴覚・病弱		○	○		○	○	○			○
⑦ 視覚・聴覚・知的・肢体・病弱	○	○	○	○	○	○				

(注1) 視覚・聴覚については、心理等に関する科目、教育課程等に関する科目について、それぞれ1単位以上の修得が必要。
知的・肢体・病弱については、心理等に関する科目、教育課程等に関する科目の両方の内容を含んで、1単位以上の修得が必要。

(注2) 知的のみ(肢体のみ、病弱のみの場合も同様)を定める場合、領域での最低修得単位数は1単位であるが、申請に必要な最低修得単位数は2単位であるため、当該領域の単位として2単位が必要となる(事例②)。

(注3) 免許状に定めようとする教育領域が5領域となる場合は、第3欄の科目は重複・LD等の単位のみの修得で内容を満たす(事例⑦)ため、いずれかの領域を含んで修得してもよい。

(注4) 本県の免許法認定講習で開講した第3欄の科目は、平成19年から平成22年までは「重複・LD等(知的・肢体)」、平成23年度からは「重複・LD等(視覚・聴覚)」である。
※ なお、平成20年度まで開催していた第3欄科目の「重複・LD等」は「教育課程等に関する科目」であったが、「心理等に関する科目」も含んでいたものとして取り扱う。

◆ 熊本県の免許法認定講習のみで特別支援学校教諭二種免許状を取得する場合、免許状に定めることができる領域及び修得すべき単位数は、次のとおりです。

< 平成23年度以降に第3欄の単位を修得した場合 >

定めることが 可能な領域	修得すべき 単位数	第1欄	第2欄(※)					第3欄	第1欄～第3欄 から任意に選択	合計
		基礎理論に 関する科目	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	重複・LD等 (視覚・聴覚)		
① 知的・肢体・病弱		1			1	1	1	1	1	6
② 視覚・知的・肢体・病弱		1	2		1	1	1	1		7
③ 聴覚・知的・肢体・病弱		1		2	1	1	1	1		7
④ 視覚・聴覚・知的・肢体・病弱		1	2	2	1	1	1	1		9

※ 視覚・聴覚領域については、心理等に関する科目、教育課程等に関する科目について、それぞれ1単位以上修得が必要。
知的・肢体・病弱領域については、心理等に関する科目、教育課程等に関する科目の両方の内容を含んで、1単位以上修得が必要。

- 平成19～22年度に修得した第3欄の「重複・LD等(知的・肢体)」の単位を使用する場合は、県教育委員会にご相談ください。
- また、平成18年度以前に修得された単位については、単位の読替を行う必要があります。
読替表はこちらから確認できます。 <http://kyouiku.higo.ed.jp/page2032/page3645/page3649/page7563.html>

申請書類について

熊本県教育委員会ホームページに掲載しています。

< 所有する免許状の実務経験による特別支援学校教諭二種免許状取得(別表第7) >

URL: <http://kyouiku.higo.ed.jp/page2032/page3645/page3650/page7597/page7622.html>

申請先

〒862-8609 (住所記載必要ありません)

熊本県教育庁 教育総務局 学校人事課 教員免許制度班 免許状授与担当

電話 096-333-2695 FAX 096-383-3915